

水源環境保全・再生かながわ県民会議  
市民事業等審査専門委員会設置要綱 (案)

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第6条第1項に基づき市民事業等審査専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の事項について検討する。

- (1) NPO等が行う事業を支援する仕組みに関すること
- (2) 対象事業の審査に関すること

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、県民会議設置要綱第6条第2項から第6項の規定による。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(会議の公開)

第5条 専門委員会は、原則として公開とし、公開の方法等は県民会議の扱いを準用する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、企画部土地水資源対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年 月 日から施行する。